

被扶養者から被保険者証と高齢受給者証等の両方が提示された場合

<適切な対応>

診療報酬及び調剤報酬の請求においては、被保険者証に記載された**被扶養者の被保険者等記号・番号(枝番)**を用いる。

健康保険被保険者証 (被扶養者) 令和 年 月 日交付

被保険者証記号 番号 (枝番)

氏名 被保険者氏名

性別

生 年 月 日 年 月 日

保険者所在地

保険者番号・名称

印

(注) 高齢受給者証等に記載された**被保険者の被保険者等記号・番号**を診療報酬及び調剤報酬の請求に用いることは誤りであり、レセプト返戻の対象となる可能性がある。

健康保険高齢受給者証 令和 年 月 日交付

記号	番号	(枝番)
被保険者氏名	生年月日	年 月 日
対象者氏名	生年月日	年 月 日
住所		
発効年月日	令和 年 月 日	
有効期限	令和 年 月 日	
一部負担金の割合		
所在地		
被保険者番号		
名称及び印		

健康保険限度額適用認定証 令和 年 月 日交付

被保険者記号	番号	(枝番)
氏名	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日
適用対象者氏名	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日
住所		
発効年月日	令和 年 月 日	
有効期限	令和 年 月 日	
適用区分		
所在地		
被保険者番号		
名称及び印		

証の対象者が被扶養者であっても、被保険者の記号・番号(枝番)が記載されるため、当該番号を請求に用いることは不可。